

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開決定により非公開とした行政文書のうち、第2の2（2）に掲げる行政文書については、公開すべきである。また、実施機関が行政文書の不存在を理由として行った非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和6年1月17日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- （1）教育委員会定例会のような教育委員会の場における東讃地域の高校の統合を決めるまでの議事録と配付資料
- （2）教育委員会定例会のような教育委員会の場における建設予定地を造田地区と決めるまでの議事録と配付資料

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として、次の文書を特定し、令和6年1月31日付けで、（1）については公開決定を、（2）については条例第7条第4号イに該当するとして、（3）については行政文書が不存在として非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- （1）教育委員会2月定例会資料（予算外議案）（令和2年2月定例会）

香川県教育委員会2月定例会会議録（令和2年2月定例会）

- （2）令和元年6月に香川県教育委員会委員に説明した際の資料（以下「本件行政文書1」という。）

令和元年8月に香川県教育委員会委員に説明した際の資料（以下「本件行政文書2」という。）

令和元年12月に香川県教育委員会委員に説明した際の資料（以下「本件行政文書3」という。）

令和2年1月に香川県教育委員会委員に説明した際の資料（以下「本件行政文書4」という。）

令和4年6月に香川県教育委員会委員に説明した際の資料（以下「本件行政文書5」という。）

- (3) 教育委員会定例会のような教育委員会（令和2年2月定例会を除く）の場における東讃地域の高校の統合を決めるまでの議事録（以下「本件請求対象文書1」という。）

教育委員会定例会のような教育委員会（令和2年2月定例会を除く）の場における建設予定地を造田地区と決めるまでの議事録（以下「本件請求対象文書2」という。）

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年2月13日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件行政文書（本件行政文書1～本件行政文書5をいう。以下同じ。）及び本件請求対象文書（本件請求対象文書1及び本件請求対象文書2をいう。以下同じ。）の全部を公開するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、次のとおりである。

学校建設においては「自然災害リスク」「周辺環境」等を考慮して立地する必要がある。

建設用地の安全性を検証した上で決定したことを県民に説明する責任がある。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、次のとおりである。

1 本件請求（1）に係る本件行政文書1～本件行政文書4の処分について

条例第7条第4号では、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と定めている。

その趣旨としては、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報の中には、当該事務又は事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものがあるので、このような情報は、非公開としたものである。

本件行政文書1～本件行政文書4については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第14条に定める「教育委員会の会議」とは異なり、教育課題や懸案事項などについて、施策の未成熟な段階から教育委員が自由に論議を行う研究協議の場において、県立高校の在り

方についての基本方針を示す「魅力あふれる県立高校推進ビジョン（以下「ビジョン」という。）」について、「今後の県立高校の在り方に関する協議会（以下「協議会」という。）」や「東かがわ・さぬき地域の今後の県立高校の在り方に関する懇談会（以下「懇談会」という。）」での意見、パブリックコメント等を踏まえ、骨子案、素案、修正点について、教育委員に説明した資料である。

このビジョンは、令和12年度までの期間を対象としており、この執行過程で、さまざまな検討段階の資料が公になることは、学校関係者に混乱を招くおそれがあるほか、必要な教育環境整備等の1つとして示している「高校学科の再編・整備」については、教職員はもとより、現役の高校生、将来の高校生となる小中学生、保護者、後援会、同窓会、地域などにとって、関心が高く、神経質な問題であり、検討過程であるとしても、そのための資料が公になると、県の決定事項として、こうした方々に誤解や憶測が広まり、混乱を生じさせるおそれがある。

また、再編整備については、社会の変化や生徒数の推移等も見通して、これまでに以上に長期的なビジョンに基づき、全県的な配置の在り方を検討することとしており、本件行政文書1～本件行政文書4が公になることにより、東讃以外の他地域において、関係者の意見を聴きながら円滑に再編整備を進める上で、著しく支障を来すおそれがある。

以上のことから、条例第7条第4号に該当すると判断し、非公開とした。

2 本件請求（1）に係る本件請求対象文書1の処分について

本件請求対象文書1については、法第14条に定める「教育委員会の会議」とは異なり、教育課題や懸案事項などについて、施策の未成熟な段階から教育委員が自由に論議を行う研究協議の場において、東讃地域の再編整備を含めた県立高校の在り方について説明し、議論を行っているものであり、そのプロセスについて議事録は作成しておらず、文書不存在により非公開とした。

3 本件請求（2）に係る本件行政文書5の処分について

条例第7条第4号では、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と定め、当該支障を及ぼすおそれのあるものとして、契約、交渉に係る事務に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれが挙げられている。

非公開情報の条例第7条第4号の妥当性については、以下のとおりである。

本件行政文書5については、法第14条に定める「教育委員会の会議」とは異なり、教育課題や懸案事項などについて、施策の未成熟な段階から教育委員が自由に論議を行う研究協議の場において、東讃統合高校の候補地選定の基本方針等について、教育委員に説明した資料である。

統合高校の候補地選定については、今後の学校敷地の取得につながるものであ

り、場合によっては、住家等の移転をお願いすることになる、地域にとっては大変神経質な問題である。統合高校の開校までの執行途中で、基本方針等の資料が公になると、学校敷地の所有者や近隣の所有者の不安や行政への不信につながりかねず、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、今後、土地の取得が必要となるような学校等の再編を行う場合に、こうした前例の基本的な考え方が公になると、土地の取得が困難になるおそれがある。

以上のことから、条例第7条第4号に該当すると判断し、非公開とした。

4 本件請求（２）に係る本件請求対象文書２の処分について

本件請求対象文書２については、法第14条に定める「教育委員会の会議」とは異なり、教育課題や懸案事項などについて、施策の未成熟な段階から教育委員が自由に論議を行う研究協議の場において、東讃統合高校の候補地の選定の基本方針等について教育委員に説明し、議論を行っているものであり、そのプロセスについて議事録は作成しておらず、文書不存在により非公開とした。

以上のとおり、審査請求の理由はなく、本審査請求は棄却されるべきである。

第５ 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 東讃地域の県立高校の再編整備について

令和元年9月20日の香川県議会定例会において、教育長から、東かがわ・さぬき地域の今後の中学校卒業者数の減少が他地域に比べて急速に進むため、この地域の県立高校4校は小規模化が避けられず、これまでのような教育活動の実施が困難になることが予想されるとして、現在の4校を2校に再編整備（以下「本件再編整備」という。）することが適当ではないかとの答弁がされた。また、令和4年6月21日の香川県議会定例会において、知事から、東讃地域に整備する新しい統合高校の整備場所について、実施機関において、用地の確保、周辺環境、生徒の通学の利便性、今後の人口動態、自然災害等のリスク等の観点から検討を重ねた結果、さぬき市造田地区に新たに整備することが最善ではないかと判断されたとの答弁がされた。開校時期は、当初、令和10年4月を目指していたが、令和5年11月27日の香川県議会定例会において、教育長から、工業科や農業科に特有

の施設の整備等に関する詳細な検討が必要となること、校地の地盤が想定より軟弱であること等が判明し、今後の基本・実施設計、地盤改良工事等による対応に時間を要すると見込まれることから、令和12年4月になる見通しとなるとの答弁がされた。

3 本件行政文書について

(1) 本件再編整備の位置付けについて

実施機関は、令和3年度から10年間を対象とした県立高校の在り方についての基本方針をビジョンとして策定し、実施機関のホームページにおいて公表している。ビジョンでは、県立高校を取り巻く「現状と課題」を挙げ、今後10年間を見据えて「県立高校において育成すべき資質・能力」及び「県立高校において推進する教育活動」について一定の方向性を掲げるとともに、「必要な教育環境の整備等」について示している。本件再編整備は、「必要な教育環境の整備等」の一項目である。

本件行政文書は、ビジョンの骨子案、素案及び修正点を委員協議会の場で教育委員に説明した資料である。ビジョンの策定に当たっては、県民からの意見聴取を目的として協議会及び懇談会を設置するとともに、その素案についてパブリックコメントを実施した。協議会、懇談会及びパブリックコメントにおける意見は、本件行政文書に記載されている。

(2) 委員協議会について

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、「委員協議会」とは、教育委員会で処理すべき事務について、充実した審議、適切な意思決定等を通じて教育委員会の活性化を図るために、調査・研究等を行うことを目的として任意に設置されたものである。委員協議会は、教育課題、懸案事項等について、施策の未成熟な段階から教育委員が自由に論議する研究協議を行い、施策等について理解するための勉強会の場であり、設置に関する根拠規定は、存在しない。

4 条例第7条第4号該当性について

本号は、県の機関等が行う事務又は事業の目的達成又は適正な執行の確保の観点から、当該事務又は事業に関する情報の中で、当該事務又は事業の性質、目的等からみて、公開することにより、将来の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とすることを定めたものである。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性では十分とはいえないものであると解される。

この基本的な考え方に基づき、本件行政文書の同号該当性について、以下検討

する。

(1) 本件行政文書1について

本件行政文書1は、ビジョンの基本的な考え方が記載されている。

当審査会において見分したところ、協議会及び懇談会における「主なご意見」以外の部分は、公表されているビジョンに同じ内容の記載がある。

また、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、「主なご意見」が述べられた協議会及び懇談会は、公開の会議であり、報道機関及び一般の傍聴が可能であったとのことであるから、当該会議での発言は、広く一般に公開されることを前提としたものであると認められる。したがって、「主なご意見」は、公開したとしても、今後、同種の会議において委員の発言が慎重になり、自由な討論が妨げられるなど、会議の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるとは認められない。

よって、本件行政文書1は、公開したとしても、今後の県立高校の再編整備の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(2) 本件行政文書2について

本件行政文書2は、ビジョンの素案である。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件行政文書2については、パブリックコメントが実施され、意見提出期間である令和元年10月から同年11月まで県のホームページにおいて公表されていたとのことであった。

したがって、本件行政文書2は、公開したとしても、今後の県立高校の再編整備の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(3) 本件行政文書3について

本件行政文書3は、「懇談会について」、「協議会について」、「パブリックコメントについて」及び「今後の予定」が記載されている。

懇談会及び協議会の「開催日時」は、ビジョンに記載されている情報であり、懇談会及び協議会の「主なご意見」については、(1)と同様であり、「今後の予定」は、ビジョン策定・公表までの流れを概括的に記載したものである。

また、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、パブリックコメントの結果は、令和元年12月から令和2年12月まで県のホームページにおいて公表されていたとのことであった。

したがって、本件行政文書3は、公開したとしても、今後の県立高校の再編整備の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(4) 本件行政文書4について

本件行政文書4は、「現状と今後の予定」及び「素案からの主な修正について」が記載され、ビジョンの案が添付されている。

「現状と今後の予定」は、ビジョン策定・公表における進捗状況及び今後の

予定を概括的に記載したものであり、「素案からの主な修正点について」は、修正箇所及びその趣旨を記載したものである。また、ビジョンの案は、体裁等の軽微な点を除けば、公表されているビジョンと同一のものである。

したがって、本件行政文書4は、公開したとしても、今後の県立高校の再編整備の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(5) 本件行政文書5について

本件行政文書5は、東讃地域統合校の設置場所について記載されている。

当審査会において見分したところ、記載されている情報は、令和4年6月21日の香川県議会定例会及び同月30日の文教厚生委員会において、それぞれ知事及び教育長が答弁した内容と同じであり、その会議録は、香川県議会のホームページにおいて公表されている。

したがって、本件行政文書5は、公開したとしても、今後の県立高校の再編整備の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第4号に該当しないと判断される。

5 本件請求対象文書の保有の有無について

実施機関は、本件請求対象文書について、委員協議会は、教育委員が自由に議論を行う研究協議の場であることから、議事録は作成していない旨主張する。

このことについて、委員協議会は、任意に設置された会議であり、議事録を作成する法令上の義務はないため、議事録を作成していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められず、他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関が当該議事録は存在しないとして非公開決定を行ったことは是認できる。

6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)